

2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プール

(1) 専用使用料

(単位 円)

時間区分	施設名	使用区分				備考
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
		(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	
9時から12時まで	周南市陸上競技場	4,070	20,350	6,100	61,050	1 専用使用とは、使用者が一定期間一つの施設の全部（事務所、売店等を除く。）を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。  2 左記使用区分の2の(2)により使用する場合は、最高の入場料その他これに類する料金を100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。  3 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
	周南市野球場	4,380	21,900	6,570	65,700	
	周南市新南陽球場	2,450	12,250	3,670	36,750	
	周南市水泳場					
	周南市新南陽プール	5,810	29,050	8,710	87,150	
	周南市ソフトボール球場	1,550	7,750	2,320	23,250	
	周南市アーチェリー場					
	周南市サッカー場	1,570	7,850	2,350	23,550	
12時から17時まで	周南市補助競技場					4 左記使用区分の2により使用する場合は、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、左記使用区分1の使用料を徴収する。  5 左記使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ延長料を徴収する。  6 野球場を職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。
	周南市運動広場	950	4,750	1,420	14,250	
	周南市市民黒岩グラウンド					
	周南市陸上競技場	6,780	33,900	10,170	101,700	
	周南市野球場	7,320	36,600	10,980	109,800	
	周南市新南陽球場	4,080	20,400	6,120	61,200	
	周南市水泳場					
	周南市新南陽プール	9,700	48,500	14,550	145,500	
17時から22時まで	周南市ソフトボール球場	2,580	12,900	3,870	38,700	7 補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。
	周南市アーチェリー場					
	周南市サッカー場	2,610	13,050	3,910	39,150	
	周南市補助競技場					
	周南市運動広場	1,590	7,950	2,380	23,850	
	周南市市民黒岩グラウンド					
	周南市野球場	7,320	36,600	10,980	109,800	
	周南市補助競技場	1,590	7,950	2,380	23,850	
延長料 (1時間につき)	周南市陸上競技場	1,351	6,755	2,026	20,265	
	周南市野球場	1,456	7,280	2,184	21,840	
	周南市新南陽球場	817	4,085	1,225	12,255	
	周南市水泳場	1,938	9,690	2,907	29,070	
	周南市ソフトボール球場	513	2,565	769	7,695	
	周南市アーチェリー場					
	周南市サッカー場	523	2,615	784	7,845	
周南市補助競技場						
周南市運動広場	314	1,570	471	4,710		
周南市市民黒岩グラウンド						

## (2) 附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名		使用料
放送設備		陸上競技場・野球場・新南陽球場 1日1回 2,200円
大会議室		陸上競技場・新南陽球場(本部席) 1日1回 540円
小会議室		野球場・陸上競技場 1日1回 220円
スコアボード		新南陽球場 1日1回 760円
バッティングゲージ		新南陽球場 1台 540円
防球ネット		新南陽球場 1式 100円
売店		新南陽球場 1店 2,200円
補助いす		1日1脚 30円
陸上競技器具		1日1式 3,300円
夜間照明	補助競技場	1競技場1時間以内 2,200円
		その後30分ごとに1,100円を加算する。
	地区総合運動場	1時間ごとに1,760円
		ただし、照明を分割して使用する場合は、1基1時間ごとに324円とする。

## (3) 周南市野球場夜間照明使用料

区分	使用料(1時間につき)			
	全灯	2分の1灯	4分の1灯	6分の1灯
職業野球以外で使用する場合	45,100円	23,100円	11,000円	6,600円
職業野球で使用する場合	135,300円			

## (4) 周南市野球場スコアボード使用料

区分		使用料(1時間につき)
職業野球以外で使用する場合	全部表示(大型映像表示装置使用)	1,581円
	全部表示(大型映像表示装置不使用)	628円
	得点・判定表示	272円
職業野球で使用する場合		4,745円

## (5) 周南市野球場附属施設の冷暖房使用料

附属施設	冷暖房使用料(1時間につき)
小会議室	335円
本部席	188円
その他の部屋	94円

## (6) 周南市庭球場、周南市高瀬サン・スポーツランドテニスコート及び周南市鹿野庭球場使用料

施設名	単位	使用料(1時間につき)	固定照明設備使用料(1時間につき)
周南市庭球場	1面	880円	324円
周南市高瀬サン・スポーツランドテニスコート	1面	314円	324円
周南市鹿野庭球場	1面	314円	324円

## (7) 周南市庭球場附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名	単位	使用料	冷暖房使用料
管理事務所会議室1	1時間	146円	157円
管理事務所会議室2	1時間	73円	104円
管理事務所研修室	1時間	125円	157円
管理事務所放送設備	1式	1日1回 2,200円	—

## (8) 個人使用料

## ア 周南市水泳場、周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

区分	使用料
高校生以下	1人1回 50円(回数券12枚綴り500円)
その他の者	1人1回 150円(回数券12枚綴り1,500円)
回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで
	12時から17時まで
	17時から日没まで(周南市水泳場)

## イ 周南市陸上競技場・周南市アーチェリー場

区分	使用料
高校生以下	1人1回 60円(回数券12枚綴り600円)
その他の者	1人1回 120円(回数券12枚綴り1,200円)
回数の時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	9時から12時まで
	12時から17時まで
	17時から日没まで

3 周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センター

(1) 専用使用料

使用時間	施設名	使用区分				固定照明設備使用料（1時間につき）
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
		(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	
1時間	周南市鹿野総合体育館	880円	4,400円	1,320円	13,200円	使用区分1(1)の場合は691円 使用区分1(2)の場合は2,073円 使用区分2(1)の場合は1,382円 使用区分2(2)の場合は2,073円
	周南市新南陽体育センター 周南市熊毛体育センター	440円	2,200円	660円	6,600円	293円

- 専用使用とは、使用者が体育館の全部（器具庫を除く。）を貸切り使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 専用使用する場合において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、固定照明設備使用料は、この表に定める使用料の額とする。
- 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
- 使用料は、許可を受けた使用日事前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間を乗じて得た額を加算した額とする。
- 使用区分の2の(2)により使用する場合の使用料は、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合に類似するもの（例えば、直接招待券を発行する場合）は、1,000円の入場料等を徴収するものとみなす。
- 既設の設備以外の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料は、電力使用料実費を加算した額とする。
- 上記使用区分の2により使用する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。

(2) 個人使用料

使用区分	使用料	固定照明設備使用料（1時間につき）
高校生以下	1人3時間以内 60円（回数券12枚綴り600円）	104円
その他の者	1人3時間以内 120円（回数券12枚綴り1,200円）	

(3) 附属器具使用料（専用使用の場合に徴収する。）

使用区分	単位	使用料	固定照明設備使用料（1時間につき）
スポーツ器具	バスケットボール	1面	440円
	テニス	#	440円
	バレーボール	#	440円
	ハンドボール	#	440円
	バドミントン	#	220円
	インディアカ	#	220円
	ソフトバレーボール	#	220円
その他器具	卓球	1台	100円
	折畳椅子	1脚	30円
	長机	#	100円
	フロアシート	1式	13,200円
	放送設備	#	2,200円
附属施設使用料			固定照明設備使用料（1時間につき）
周南市鹿野総合体育館2階柔剣道練習場	1時間	104円	188円
周南市鹿野総合体育館1階会議室	1時間	209円	—
	冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。		
周南市鹿野総合体育館2階会議室	1時間	209円	—
	冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。		
ステージ	1時間	314円	1,141円
トレーニング室	1人1回	100円	—
シャワー	1人1回	100円	—

備考 周南市鹿野総合体育館トレーニング室の利用は、原則として開館日の9時から22時までとし、指導者を伴わない中学生以下の使用は認めないものとする。

4 周南市福川武道館及び周南市熊毛武道館使用料

使用区分	使用料	固定照明設備使用料
専用使用	1時間 440円	1時間 220円
個人使用	高校生以下	1人3時間以内 60円（回数券12枚綴り600円）
	その他の者	1人3時間以内 120円（回数券12枚綴り1,200円）
周南市熊毛武道館附属施設使用料		
トレーニング室	1人1回 100円	
シャワー	1人1回 100円	

- 備考
- 専用使用とは、使用者が武道館の全部を貸切り使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
  - 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。
  - 使用料は、許可を受けた使用日事前に終了する場合においても還付しない。ただし、使用時間を超過して使用する場合の使用料は、この表に定める使用料に超過する時間を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 専用使用する場合において、スポーツ以外で営利又は宣伝以外の目的で使用するときの使用料はこの表に定める使用料に2を乗じて得た額とし、営利又は宣伝を目的として使用するときの使用料はこの表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。
  - 周南市福川武道館使用料については、周南市新南陽ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第104号）で定める。

5 周南市高瀬サン・スポーツランド施設及び固定照明設備使用料

施設名	単位	使用料（1時間につき）	固定照明設備使用料（1時間につき）
ゲートボール場	1面	104円	—
多目的グラウンド	全面	157円	1,760円
キャンプ場	設備・備品	単位	使用料
	テントサイト	1区画	1泊（宿泊） 540円 1回（日帰り） 270円
	テント（5人用）	1張	1,100円
	キャンピングセット	1組	540円
	飯盒	1個	100円
	毛布	1枚	440円

備考

（ゲートボール場・多目的グラウンド）

- 1 固定照明設備を使用する場合は、使用料に固定照明設備使用料を加算する。
- 2 中学生以下の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。ただし、固定照明設備使用料は対象としない。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。

（キャンプ場）

- 1 宿泊を伴うキャンプでの使用時間は、使用開始日の15時から翌日の14時までとする。
- 2 日帰りでのキャンプの使用時間は、宿泊を伴うキャンプがない場合に限り9時から17時までを基準とする。
- 3 中学生以下の者が使用するときの使用料は、この表に定める使用料の半額とし、10円未満の端数は切り捨てる。